

令和3年12月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 令和3年12月6日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第55号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について  
日程第2 議案第56号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第7回）  
議案第57号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）  
議案第58号 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）  
議案第59号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）  
議案第60号 令和3年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）  
議案第61号 令和3年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）

（日程追加）

- 日程第3 議案第62号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第8回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川 義孝	2番	神谷 直子
3番	杉浦 康憲	4番	杉浦 浩一
5番	岡田 公作	6番	柴田 耕一
7番	長谷川 広昌	8番	黒川 美克
9番	柳沢 英希	10番	杉浦 辰夫
11番	北川 広人	12番	鈴木 勝彦
13番	今原 ゆかり	14番	小嶋 克文
15番	内藤 とし子	16番	倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡 初浩
副	市長	神谷 坂敏
教	育長	岡本 竜生

企 画 部 長	深 谷 直 弘
総合政策グループリーダー	榑 原 雅 彦
秘書人事グループリーダー	神 谷 義 直
ICT推進グループリーダー	山 下 浩 二
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
行政グループリーダー	板 倉 宏 幸
財務グループリーダー	清 水 健
市 民 部 長	磯 村 和 志
市民窓口グループリーダー	中 川 幸 紀
経済環境グループリーダー	東 條 光 穂
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	加 藤 直
介護障がいグループリーダー	野 口 恒 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	内 藤 克 己
こ ども 未 来 部 長	木 村 忠 好
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 義 人
上下水道グループリーダー	石 川 良 彦
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明
監査委員事務局長	亀 井 勝 彦

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	杉 浦 幸 宏

議事の経過

○議長（柳沢英希） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

初めに、11月30日開催の12月定例会の初日において、私のほうから諸般の報告を申し上げましたが、ここで追加の御報告をさせていただきます。

令和3年9月28日に、荒川義孝議員、神谷直子議員、小嶋克文議員、長谷川広昌議員、以上4

名の議員から、高浜市議会議員政治倫理条例第4条に基づき、倉田利奈議員に対する審査請求書が提出されました。

その後、要件が整っていることを確認し、条例第5条第1項の規定に基づく高浜市議会議員政治倫理審査会を設置し、岡田公作議員、柴田耕一議員、黒川美克議員、杉浦辰夫議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、今原ゆかり議員、内藤とし子議員、以上の8名を審査会委員に指名をいたしました。

また、10月22日開催の政治倫理審査会第1回において、私、議長から審査会へ、当該審査請求に係る事案の審査を付託いたしました。

なお、条例第6条第5号の規定により、審査事案の審査が付託されてから90日以内に、その審査結果を議長に報告しなければならないと規定されておりますので、よろしくお願いたします。追加の報告事項は以上であります。

---

午前10時00分開議

○議長（柳沢英希） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。12月3日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る12月3日に、委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

市長より議案第62号 高浜市一般会計補正予算（第8回）が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討いたしました結果、本日、日程を追加し、既に上程された議案の総括質疑終了後に上程、説明、全体による質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（柳沢英希） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、ただいま報告のありました議案第62号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第8回）以上議案1件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあ

ります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

なお、審議の途中において、執行部のグループリーダー等が席を移動することがありますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

---

○議長（柳沢英希） 日程第1 議案第55号 高浜市国民健康保険条例の一部改正についての総括質疑を行います。

1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） それでは、お願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

第55号 高浜市国民健康保険条例の一部改正についてお聞きします。

出産には多大な費用がかかり、出産費用の心配もされてみえる国民健康保険の被保険者の方もおみえになるかと思えます。今回の条例改正では、お産をしたときに何らかの理由で重度の脳性麻痺となった赤ちゃんと、その御家族の経済的な負担を補償する産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が4,000円引き下げられることから、出産費用の本体部分を4,000円引き上げることにより、出産育児一時金の総額42万円を維持するものであるとお聞きしました。安心して出産するための負担を出産育児一時金に加算していただけることは、心強い限りでございます。

そして、制度の見直しに伴い、令和4年1月1日より、補償の対象や一分娩当たりの掛金の額が見直されることになったため、条例の一部改正を行うものと理解をしております。

そこで、質問でございますが、産科医療補償制度は平成21年に創設されていますが、現在では県内の分娩機関のどれぐらいが加入しているのでしょうか。また、高浜市国保の被保険者を対象とした出産育児一時金の支給件数がどの程度あったのか、お願いいたします。

○議長（柳沢英希） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（中川幸紀） お答えいたします。

1つ目の御質問、産科医療補償制度につきましては、現在、県内にある全ての分娩機関が加入をしております。

2つ目の御質問でございますが、本市の国民健康保険における出産育児一時金の給付につきましては、昨年度32件の実績がありました。今年度におきましては、10月末までに14件あり、全てが産科医療補償制度の対象となる出産で、1件当たり42万円の出産育児一時金を支給しております。

○議長（柳沢英希） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 昨年度が32件、支給額を見ますと32万6,400何ぼということになるんで

すが、これだと40万4,000円だったということなんですが、このあたりの数字の違いはどういうことなんでしょうか。

○議長（柳沢英希） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（中川幸紀） 出産育児一時金につきましては、全てが42万円でありましたが、年度をまたいでしまうような場合については、そういった端数が発生してきております。

○議長（柳沢英希） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） そうすると、全ての人が今までですと40万4,000円だったわけではないということでしょうか。

○議長（柳沢英希） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（中川幸紀） 御説明が足りなくて申し訳ありませんでした。

出産費用が42万円に満たなかった場合については、翌年度にその分、差額分をお支払いしているということで、ぴったり42万円になっていないという形になります。

○議長（柳沢英希） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第55号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務建設委員会に付託をいたします。

---

○議長（柳沢英希） 日程第2 議案第56号から議案第61号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかとページ数及び款、項、目、節をお示しいただきますようよろしくお願いいたします。

4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） 議案第56号、主要・新規事業等の概要5ページ、ナンバー3、新型コロナウイルス感染症対策推進事業についてお尋ねします。

まず、今回計上された3回目接種のスケジュールの確認をお願いします。

次に、コールセンターの設置費用が計上されていますが、コールセンターで実施する内容を教えてください。

最後に、超低温冷凍庫等管理委託業務の内容について、分かりやすく御説明をお願いいたします。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（柳沢英希） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 最初に、3回目接種のスケジュールについてお答えします。

今の時点で国からは、2回目の接種完了から原則8か月以上経過してから3回目の接種を実施する方針が示されており、現在、準備を進めています。

接種のスケジュールは、まず、接種に関わる医療従事者の接種を先行して行います。その後、2月下旬からは、8か月前の5月下旬に接種を受けた65歳以上の方から順次接種を進めていきます。

次に、コールセンターで実施する内容についてお答えします。

コールセンターでは、これまでと同様に電話による電話受付や相談に対応してまいります。また、引き続きポルトガル語に加え、ベトナム語にも多言語化対応してまいります。

なお、65歳以上の方はコールセンターでの予約が多いことから、3回目接種時はネット予約の利点についても案内チラシで周知するとともに、個別接種医療機関の窓口での予約の混雑緩和を図るため、希望される医療機関については、市のネット予約システムを活用していただき、予約を行っていく予定です。

最後に、超低温冷凍庫等管理業務委託についてお答えします。

現在、非常時のリスク回避を図るため、いきいき広場と高浜豊田病院の2か所でワクチンを管理しています。また、高浜豊田病院では、初回や2回目の接種分に加え、3回目接種用ワクチンを管理していただいております。市民の3回目接種に向け、引き続きワクチンを管理していただく必要があることから、予算計上しました。

○議長（柳沢英希） ほかに。

11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 私も、議案第56号の補正予算の今と同じページ、61ページ、コロナワクチンの関係のことですけれども、もう既に県内、高浜もそうかもしれませんけれども、3回目用のワクチンが届いている自治体もあるのかもしれませんが、あるドクターのお話からちょっと心配をしたことがあったんで質問させていただきますけれども、3回目用のワクチンはどの種類のワクチンが届くのかということで、そのドクターは、1回目、2回目はファイザーで市内はやっておるんで、それ以外のものであった場合、断るかもしれないと、自分のところの診療所で接種をするのを断るかもしれないというようなことを言われたんです。その辺のところというのはどうというような形で調整がされているのかなということを、少し心配をしたものですから。

それから、当然、市民の方も、それじゃ嫌だというような場合が考えられると思うんです。今、3種類、ワクチンが承認をされているわけですけれども、このワクチンが打ちたいというような場合があった場合にどういう対応ができるのか。これは県下でもあり得る話だと思いますので、その辺の県との調整みたいなもの、集団接種会場も含めて、もし今、分かる範疇があればお答え

をいただければと思います。

○議長（柳沢英希） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） まず、3回目のワクチンについてでございますが、今現在、薬事承認が下りているのは、ファイザー社製ワクチンのみとなっておりますので、当面はファイザー社製ワクチンを活用して接種を進めてまいります。その後、モデルナのワクチンが薬事承認され次第、また医師会のほうと相談してまいりたいと思っておりますが、今現在では、まずは高齢者接種に向け、各市内の個別医療機関においては、ファイザー社製ワクチンを中心に接種を進めていただく予定で考えております。

また、交差接種につきましては、先ほども申しましたファイザー社製ワクチンのみが、今、3回目接種を承認されていることから、交差接種についてもファイザー社製ワクチンのみの接種となっております。

今後、モデルナ社製ワクチンが薬事承認された際は、国の交差接種の方針に従いまして、また、医師会のほうと相談しながら調整のほう進めてまいりたいと考えております。

○議長（柳沢英希） ほかに。

14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） 今、オミクロン株が出てきて、ちょっとまた心配な状況になっております。そうしたことで、国民とか市民の間には、もっと早く打ってこないかという声が上がっておりますけれども、今、お話を伺いますと、基本的には8か月あると。接種券の発送が。今日の新聞を見ますと、可能な自治体であれば前倒しもできるというような記事がありましたけれども、今後、高浜におきましては、このように接種の間隔を早める、前倒しするというような検討はどうか。

○議長（柳沢英希） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 私どもも、今日の新聞報道がありますが、モデルナ社製を念頭に3回目接種を実施していくというようなことも書かれておりますし、モデルナ社製がそもそも今回のオミクロン株に効果があるのかどうか、そんなところも含めて進めていくということですので、今の時点で、すぐ6か月で市として先行実施をしていくというようなところまでは考えておりません。これは、そういったワクチンの効果のところも国のほうで検討されて、その後、6か月という判断が出れば、それはそれに向けて進めていくということは考えていく予定ですが、今の時点ではその効果の点がまだ確定していないので、正確なことは申し上げられません。

それと、ファイザーとモデルナの関係ですが、モデルナ社製ワクチンというのは、少し前までは大規模と職域接種でしか使っていなくて、市町村ではほとんど接種をしていないワクチンでした。そうしたところがあるんですが、今回、国のほうはファイザーも市町村に配付するよ、モデルナも併せて配付するよ、2種類のワクチンを配付するという、どうも方向なものですから、モ

デルナもモデルナとして市町村において接種について使っていく必要が、今後、出てくるのかなと思います。現状では、今申し上げられることはその程度のことです。

以上です。

○議長（柳沢英希） ほかに。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） じゃ、ちょっと変わりました、議案第56号、補正予算書の48、49ページ及び主要・新規の3ページ、定員適正化事業、公務員定年延長例規整備支援事業業務委託料について3点ほどお聞きしたいと思います。

主要・新規にもありますように、今回の補正は令和5年4月1日から施行される公務員の定年延長に向けた例規の整備だと思います。公務員の定年延長については、これまでも報道等で周知されていますが、最初に、確認の意味を込めて今回の法改正のポイントを教えていただきたい。

もう一点、法の施行が令和5年4月であれば、令和4年度当初予算でも計上が可能ではないかと思いますが、この時期に補正予算で上げた、対応した理由をお伺いしたいと思います。

もう一点、目標設定を見ると、達成時期が令和4年8月となっております。これを見る限り、定年延長に関係する条例の市議会上程は、令和4年9月または12月定例会ではないかと推測されますが、現時点での予定が分かればお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（柳沢英希） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（神谷義直） 3点ほど御質問いただきました。

最初の御質問の令和5年4月より施行予定の地方公務員法の改正の主なポイントについて申し上げます。

まず1点目といたしまして、定年の年齢の引上げがございます。令和5年度より定年の年齢が60歳から65歳に段階的に引上げをされます。定年の年齢は2年ごとに1歳ずつ引き上げられますので、65歳が定年となりますのは、令和13年度からとなります。

次に、2点目としまして、役職定年制の導入がございます。組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、60歳に到達した年度の翌年度以降は、その役職を退くということになります。

次に、3点目としまして、定年前再任用、短時間勤務制の導入がございます。これは現在の再任用制度に代わるものでございまして、定年が延長された後も、本人の希望によりまして短時間勤務での採用を可能とする制度でございます。

最後、4点目としまして、情報提供、意思確認制度の導入がございます。今回の法改正では、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとして、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めることとされております。

以上が法改正の主なポイントとなります。

次に、2点目の御質問となります。

ポイントの最後に申しました情報提供、意思確認制度が導入をされますことに伴いまして、令和4年度中の早い段階で条例等の整備に努めまして、対象職員に周知を図り、意思確認を図っていく必要がございます。現時点での予定ではございますが、来年の1月頃に例規整備のベースとなります人事院規則の改正内容が国から示されるという予定になっております。そういったところを踏まえまして、このタイミングで予算の計上をお願いしたところでございます。

最後、3点目の御質問でございます。

あくまでも現段階の予定とはなりますが、令和4年9月の定例会での上程を目指して準備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（柳沢英希） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

今の答弁いただきまして、もう一度、2点ほど確認したいと思います。

来年1月頃に国から人事院規則の改正内容が示されると答弁がございましたが、公務員の定年延長は、全国の全ての自治体が統一的に取り組むことであると思います。であるなら、わざわざ委託に出さなくても、国から情報提供がされる人事院規則等に基づき、職員で対応できそうな気がします。今回、委託に出される理由と、近隣市も同様な対応をされているのか、その状況についてもお聞きしたいと思います。

また、先ほど条例改正については、令和4年9月定例会での上程予定との答弁がありましたが、これについても近隣市との情報共有を図りながら進めてみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（柳沢英希） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（神谷義直） 最初の御質問の今回委託をさせていただく理由の部分でございますが、今後、先ほど申しましたとおり、国から人事院規則の改正内容が仮に示されたとしても、そのままの内容で準用すればよいというものではなく、国の改正内容を読み解きまして、関連する例規を洗い出し、自治体が持つ例規の表現方法や構成内容に合った形で整備を進めていく必要がございます。

また、限られた期間の中で、職員の業務負担増にも考慮をしながら、円滑な運用整備を図るためにも外部の支援を受けながら進めていきたいというふうに考えております。

なお、近隣市におきましても、本市と同様に、本定例会の補正予算で同様の委託料を計上する予定と聞いております。

また、2点目の条例の上程時期に関する御質問でございますが、こちらにつきましても近隣市とも情報共有を図りながら、今後、調整を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柳沢英希） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。まだちょっと時間ありますけれども、そういった近隣市と情報共有図りながら進めていっていただきたいと思います。

すみません、もう一点だけ、ちょっと全体像としてお聞きしたいんですが、1点心配なのは60歳以上の雇用者というのが増えるということは、貴重な経験値というものは得ることができると思います。その反面、新規採用が抑えられて、全体の年齢バランスが崩れるということが一番懸念されます。そういった面をどのように考えて進めていくのか、お聞かせください。

○議長（柳沢英希） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（神谷義直） 先ほど申しましたとおり、2年に1回ずつの、1年の延長になりますので、例えばこの年は対象者が出れば、次の年はいないという形になります。そういう形でいきますと、当然ながら年齢の平準化が図れませんので、少しずつでも採用枠を設けながら、将来的に見据えて、ある程度の年齢の平準化も図りながら、計画的な採用を進めていきたいと考えております。

○議長（柳沢英希） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 4点ほど質問させていただきます。

議案第56号 令和3年度高浜市一般会計補正予算についてお聞きいたします。

補正予算書の44ページ、45ページのまず18款1項1目6節公共施設等整備基金繰入金についてお聞きいたします。

こちらは、工事等の額の確定ということで、繰入金の減額ということで御説明があったかと思いますが、具体的にどこの工事に充てられていて、どれぐらい減額されているかというところをお聞きしたいと思います。

また、その工事につきましては、公共施設の基金のほう、どれぐらい使っているのか。そのあたりも分かる範囲で教えていただきたいと思います。

ページが飛びまして、60ページ、61ページ、4款1項4目の18節衣浦衛生組合の分担金の斎園分、こちらの御説明が、今まで説明がなかったものですから御説明いただきたいのと、同ページ4款2項1目の18節衣浦衛生組合の分担金、サン・ビレッジの用地買収ということで御説明いただいておりますが、用地買収に至った経緯というか、なぜ用地買収をすることになったかという理由についてお答えいただきたいと思います。

ページ変わりまして、次のページ、62ページ、63ページ、7款1項2目18節空き店舗活用創業支援補助金、こちら新たに2事業者、この補助金を使うということで御説明があったかと思いますが、今までもなかなかこの補助金を使って新たな事業を展開しようということで挑戦されている方がいるんですけれども、ちょっと市内で、その後、店舗をつくって、市内の経済活性化には

なかなかつながっていないのかなというところから、この制度自体が、例えばその補助金を使って制度を使いました。その後に、市外ではなく、できるだけ市内のほうに店舗のほう出していただけのような形にならないのかなということと、今回、2事業者増えたということで、この内容について御説明いただけたらと思います。

以上です。

○議長（柳沢英希） 当局におかれましては、答えられる範疇で。

財務グループ。

○財務G（清水 健） 公共施設等整備基金の繰入れですが、令和3年度当初予定では1億3,170万円を活用する予定でして、主な充当先といたしましては、吉浜、高取小学校の大規模改造に係る実施設計等の業務委託、あと高浜中学校のプール改修工事と、翼小学校、翼児童センターの空調機更新工事です。

今回の主なマイナス原因といたしましては、翼小学校の空調更新工事がマイナスの460万円ほど減額をしております。

以上です。

○議長（柳沢英希） 経済環境グループ。

○経済環境G（東條光穂） 3点お答えいたします。

まず最初に、61ページの衣浦衛生組合分担金齋園分につきまして、1万7,000円増額となっておりますが、こちらは衣浦衛生組合の人事交流に伴う増額になっております。

2点目、その下の衣浦衛生組合分担金で、サン・ビレッジ衣浦の土地の購入に関して、なぜこの時期にということですが、平成10年9月から賃貸借契約を行っておる土地になるんですが、今回、土地の所有者の方から購入してほしいという申出がありまして、購入することに至ったと伺っております。

それから、次のページの63ページ、空き店舗活用創業支援補助金になります。こちらは、高浜市内の空き店舗を活用して創業支援をしていただくものなんですけれども、議員がおっしゃられたように、毎年2件、1件ぐらいいかなかったんですが、今年度につきましては4件、申出がございました。その4件のうち新規になったのが2件で、今回補正で追加させていただいた分になるんですけれども、化粧品の販売店さんと雑貨店さんということで、高浜市内の空き店舗を改修して、こちらで高浜市内で創業を行っておりますので、市外というわけではなくて、高浜市内にお店を持たれております。

以上です。

○議長（柳沢英希） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第56号から議案第61号

までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第61号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、議案付託表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

---

○議長（柳沢英希） 日程第3 議案第62号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第8回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第62号 令和3年度一般会計補正予算（第8回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億7,261万2,000円を追加し、補正後の予算総額を170億938万7,000円といたすものであります。

18ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項2目民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金は、総合支援資金等の特例貸付けが利用できない世帯にあって、一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し、経済的な支援及び就労支援として支給する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の増加に伴い、増額いたすものであります。

子育て世帯臨時特別給付金支給事務費補助金及び同事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯の支援対策として実施する子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に対し全額補助されるものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

3款1項8目生活援助費は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付要件の拡充に伴い、増額いたすものであります。

3款2項1目児童福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、対象児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金を支給いたすものであります。

主な内容は、委託料として子育て世帯臨時特別給付金システム構築業務委託料319万円、交付金として子育て世帯臨時特別給付金4億6,090万円などを計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（柳沢英希） これより質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈）ではまず、生活困窮者自立支援事業についてお伺いしたいと思います。

主要・新規事業等の概要の3ページ、こちらからお伺いしたいと思います。

まず、この総合支援資金、こちらがどのような制度なのかということ詳しく御説明いただきたいのと、対象のところに、今回、総合支援資金を初回借りた、そして再度借りた。その後、この給付が頂けるということだと思えるんですけども、その場合の一定の収入や資産などの要件を満たす世帯ということで書かれております。この収入資産というものが、具体的にどれぐらいの金額とか、どれぐらいのものになるかということをお教えいただけますか。

それから、今申し上げました、その1回目、2回目、総合支援資金のほうを借りたということで、実際、現在、初回貸付けを受けた世帯がどれぐらいあるのか。また、再貸付けを受けた世帯がどれぐらいあるのか、教えてください。

それから、この制度、なかなかちょっと私も理解するのに時間がかかったんですけども、例えばこの制度を総合支援資金で1回借りて、また再貸付けしたとしても、やはり生活的に、コロナの影響を受けて生活再建難しいよという方もみえるかと思うので、生保のほうにつなげられた方がいるのか、そのあたりの御支援をどのようにされているのかについてお答えください。

○議長（柳沢英希） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） まず、1点目の特例貸付制度になりますが、こちらのほうは新型コロナの影響で収入が減少し、または離職した方の支援に、社会福祉協議会が行う特例制度でありまして、昨年の3月から2つの特例貸付制度が始まっております。

一つは、緊急小口資金の貸付けで、一時的な生活維持が困難になった方の貸付けで、上限が20万円、無利子、保証人なしの貸付けとなります。

2つ目は、総合支援資金の貸付けで、生活再建までの生活費用の貸付けで、上限が月額20万円、貸付期間は原則3か月で、無利子、保証人なしの貸付けとなります。総合支援の貸付けにつきましては、今年の2月より、初回の貸付けが終了した方で再度貸付けが必要な方にさらに3か月の再貸付けが受けられるようになっております。

そして、2つ目の一定の要件になりますが、こちらのほうは、自立支援金は生活保護に至る前の段階にある世帯の生活再建のための支援でありますので、一定の収入、資産要件を設けております。

その収入要件でありますけれども、市町村民税均等割が非課税となる収入額を12で割った月割額に、生活保護の住宅扶助基準を加えた額以下となります。資産要件は、市町村民税均等割が非課税となる収入額の月割額に6を乗じた額以下となります。そのほかに求職要件として、自立支援金の受給中に増収が図られるよう、ハローワークでの職業相談、そして求人先への応募、面談等を行うことが要件となっております。

3つ目の対象世帯になりますが、この対象となる社会福祉協議会の総合支援資金の特例貸付けで、再貸付けを利用されている世帯は30世帯ほど、初回の貸付けのみの世帯は90世帯ほどで、このうち自立支援金の収入資産要件を満たす世帯は2割程度と見て、申請世帯数を24といたしたところであります。

今回、この自立支援金のほうは今年の7月から制度開始しておりますが、現在こちらのほうで対象となっている世帯としては、11月に申請された2世帯になりますので、制度につながっているというのはまだありません。

以上です。

○議長（柳沢英希） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、収入資産ということで計算方法を教えていただいたんですけども、具体的に、例えば単身世帯だと幾らぐらい、2人世帯だと幾らぐらい、家族で3人とか4人だとどれぐらいというのが、ちょっとイメージできるように分かる範囲で結構ですので教えていただきたいなと思っております。

それから、引き続き主要・新規事業等の概要の次のページの子育て世帯への臨時特別給付金支給事業についてお聞きしたいと思います。

これ、すごくニュースとかマスコミでも話題になっている件かと思うんですけども、結局、本市としての方針を見ても、例えばある世帯が、世帯の中で1人就労者がいて、収入が1,000万円だった場合、そこは対象とならないけれども、例えば共働きで年収が800万円あってお二人ということだと1,600万円、この世帯には支給されるということで、ある世帯は1,000万円けれども支給されない。けれども、ある世帯は1,600万円けれども支給されるという、何か逆転現象が起こるということで、本市も行うということによろしかったでしょうか。

○議長（柳沢英希） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） ただいまの子育て世帯臨時特別給付金の支給事業についてでございますが、こちら児童手当の仕組みを使ってお支払いをするというところで、児童手当の制度そのものが所得の高い方の、基本的には収入を見て、その金額が高いほうを基準にして、本則給付、特例給付というものを決めて金額を変えているというところでございますので、今回もその制度に合わせまして、今、申しましたように、所得の高い方の、収入の高い方の状況を見て、ある基準額以上であれば支給されない。その金額以下であれば支給されるという制度に基づいて、全国的に行うものでございます。

○議長（柳沢英希） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（加藤 直） 先ほど生活困窮者自立支援金の要件の目安となる金額の御質問がありました。

収入要件のほうで申しますと、高浜市の目安としては、単身世帯で11万4,000円、2人世帯で15万8,000円、3人世帯で18万6,600円以下となります。人数に応じてこれが増えていくこととなります。

それから、資産要件ですが、預貯金が、単身世帯で46万8,000円、2人世帯で69万円、3人世帯で84万6,000円以下となっております。

○議長（柳沢英希） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） この第8回の補正予算に共産党としては賛成しますが、もともとこの給付金は、コロナ禍で苦しんでいる女性や非正規、学生といった弱い立場の人に現金給付を考えたという首相の考えに基づいて計画されていると思うんです。ところが、対象を子育て世帯に絞り、その上、現金と、今後、クーポンに分けて給付するという事なんです。クーポンの給付に事務費が大幅に増加するという事で、税金の無駄遣いではないかと問題になっています。全て現金で給付すればこの967億円は不要になるし、必要な施策に回すこともできるということなんです。

補正予算に盛り込まれたコロナ給付金は、抜本的な見直しが必要で、クーポンをやめて全てを現金給付にしさえすればいいというものではなく、コロナ危機で困っている人全てに必要な給付金が行き渡るようにする見直しが求められていると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（柳沢英希） すみません。国会のような質問になってきましたけれども、いいですか。

こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 今、お話しいただいた件につきましては、国において議論されるべきことだというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柳沢英希） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） すみません。1点ちょっと質問し忘れたんですけども、先ほどの子育て世帯への臨時特別給付金事業なんですけれども、児童手当の仕組みを使って5万円の支給をするよということだと思っておりますけれども、高校生への支給方法について詳しく教えてください。

○議長（柳沢英希） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 高校生についてですが、今、この主要・新規のスケジュールにもありますように、12月末頃に給付金支払いをする予定ではございますが、その中で児童手当の制度上、児童手当の対象となる児童がおる家庭の高校生については、私ども口座情報も含めて、情報つかんでおりますので、そういった高校生の方については、年内支給をしていく予定でございます。

ただし、高校生のみ世帯につきましては、そういった情報も持っていないというところでござ

いますので、申請をいただいて、その申請に基づいて、先ほど申しました所得の高い方がというところもありますので、そういった受給者が誰になるのかという判定も含めて行って決定をした後、その高校生の家庭に支給をするという流れになってございます。

○議長（柳沢英希） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ありがとうございます。

そうなる、そういう高校生のみの家庭への広報の仕方というか、どういうふうに通ずるのか、個別通知でよろしかったんでしょうか。

○議長（柳沢英希） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 現在のところ、そういった対象となる家庭がやっぱり一定数いるというところがございますので、そういった対象となる家庭になりそうな世帯につきましては、それぞれ戸別の対象となると思われるという通知をさせてもらって、制度を御覧いただいて、申請をしていただくといいことを促していこうと考えております。

○議長（柳沢英希） ほかに。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） 主要・新規事業の先ほどの5ページでちょっと教えていただきたいんですけども、クーポンはいつ頃予定をされておられるのか。そこら辺のことを分かっておれば情報として、またどういった形で配付されるのか。そこら辺のことも併せてお伺いしたい。

○議長（柳沢英希） 柴田議員、クーポンがどこに出ているのですか。

○6番（柴田耕一） 10万円相当の給付を行うことで、今回は5万円ですので、残りの5万円を多分クーポン。

○議長（柳沢英希） ここには出ていませんので。

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第62号 一般会計補正予算（第8回）について討論いたします。

今回の補正予算といたしまして、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業として4億6,744万

9,000円が追加補正されます。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、この影響を受けている子育て世帯に対し支援する事業です。しかし、この事業の内容には問題があります。

まず、対象児童が高校生年代までとなっており、困窮している大学生に対して支給されません。また、支給対象者ですが、世帯年収の支給判断ではなく。

○議長（柳沢英希） 倉田議員、反対討論ですか。

○16番（倉田利奈） 賛成です。最後、賛成に持っていきますからお聞きください。

世帯年数の支給判断ではなく、生計を維持する程度の高いものにより判断がされますので、夫婦共働きでそれぞれ800万円の収入があった場合は支給対象となりますが、収入が1人のみで1,000万円の場合は支給対象外となります。つまり、共働きで世帯合計収入が1,600万円の世帯は支給され、1人のみの収入のため世帯収入が1,000万円の家庭は支給されないという、世帯全体の収入から見ると逆転現象が起きてしまいます。

また、今後、子育て世帯には5万円の支給について、国の補正予算により決まってくると思いますが、この支給はクーポン券で行うことを国は提示しております。しかし、このクーポン券を発行することは、事務経費として国が967億円以上の税金を使うことになり、これは税金の無駄遣いにほかなりません。コロナ禍により多くの自治体職員が疲弊する中、これ以上の負担を強いることを避けることから、クーポン券ではなく、現金での給付をお考えいただきたいと強く要望いたします。

最後に、これら事業に対し問題点が多くあるため、私は賛否の表明について非常に悩みました。しかし、高浜市の子供たちだけ支給されないことも不平等になることから、今回の補正予算に対しては賛成いたします。ただ、このような事業内容にならないように、今後は首長が力を合わせて国に申入れをしっかりと行っていただけるよう要望いたしまして、私の討論を終わります。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（柳沢英希） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

2番、神谷直子議員。

〔2番 神谷直子 登壇〕

○2番（神谷直子） それでは、令和3年12月定例会、議案第62号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第8回）の補正予算につきまして、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策、令和3年11月19日閣議決定において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民の生活・暮らしへの支援として取り

組む施策です。早い方では12月下旬から給付ができるように、緊急での議案上程ではありますが、新型コロナ対策として、生活困窮者及び子育て世帯の経済的な支援のためには必要不可欠なものですので、いずれも必要な予算措置であることから賛成とさせていただきます。全ての皆様の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

〔2番 神谷直子 降壇〕

○議長（柳沢英希） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。  
これより採決いたします。

議案第62号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳沢英希） 起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（柳沢英希） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。  
お諮りいたします。

常任委員会の開催により12月7日から12月14日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、12月7日から12月14日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、12月15日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午前10時53分散会

---